

2015. 10. 1

愛知県議会議長 横井 五六 殿
愛知県議会各会派 御中

名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一
電話052-953-8052 FAX052-953-8050

政務活動費制度改革に対する申入書

前略

愛知県議会各会派の政務活動費の改革を求め、本申し入れをする次第です。

記

第1 政務活動費の改革の必要性

1 政務活動費の調査

(1) 政務活動費を使つての成果が見えない

私たちは、2011年5月から2015年4月までの愛知県議会本会議・委員会における発言回数と請願紹介議員回数を調査し、それぞれポイント化したものと、政務活動費の支出がどのような関係にあるのかを調査しました。

その結果、最も質問回数が少ない議員は、4年間で委員会発言が2回しかしておらず、しかも政務活動費を2200万円以上も支出していたことが判明しました。4年間に委員会発言が5回という議員もおり、2200万円以上支出しているというのは、政務活動費を議会活動以外に使っていることの疑惑を生じさせます。

(2) 事務所費と人件費を多く使えば当選しやすい？

私たちは、2011年5月～2015年3月までの人件費と、2013年4月～2015年3月までの事務所費の合計を算出し、それと2015年4月の選挙結果を比較しました。すると、事務所費と人件費を多く使っている人のほうが上位当選しやすいことが判明しました。

先述した政務活動費と議会での質問との関係が見えないこと、事務所費と人件費を多く使った人のほうが上位当選しやすいことを踏まえば、政務活動費を本来使つてはいけない政治活動目的にも流用しているのではないかという疑惑がますます強くなりました。

2 政務活動費はどうあるべきか

(1) 「公」の視点が見られない

多くの議員は政務活動費について「議会活動に役立つかどうか」を基準として支出の是非を考えているように思えます。

しかし、本来、政務活動費が公費である以上、単に政務活動に役立ったかどうかというだけではなく、当該調査が税金をもって賄うだけの必要性、有用性があったかどうか、という「公」の視点が不可欠です。しかし残念ながら、私たちの活動のなかで、かかる「公」の視点を意識した議員の発言を聞くことは、稀です。

(2) 補助金であることが忘れられている

政務活動費はあくまでの議会の会派・個人の「調査活動」に対する補助金の筈です。そうである以上、情報の公開と積算資料の提出と事後的な査定を前提とした支出チェックの制度を設けることが必要と考えます。

第2 私たちの提案

1 情報の公開について

(1) 公開の現状

愛知県議会では全国に先駆けCDでの領収書等の写しの交付を行っていることは評価します。しかし、県外・海外視察活動のみ視察報告書の作成・提出を義務付けて公表するのみで、それ以外の会計帳簿は公開されず、活動報告書・視察報告書は作成義務付けされていません。

他県議会についてみると、会計帳簿の提出義務付けは13府県、活動報告書の提出を義務付けているのは23道府県、視察報告書の提出を義務付けているのは24道府県に及びます。

領収書の支払い先個人名については、3政令市（神戸市・岡山市・熊本市）が全面公開となっています。これにより、全国で頻発する領収証の架空計上が外部から判明しやすくなっています。

さらに、本年から大阪府議会と高知県議会については領収書等がネット公開されており、いつでも誰でも領収書等をチェックすることが可能となっています。来年からは兵庫県議会も領収書等のネット公開を決めており、ネット公開は全国的な潮流です。

(2) 情報の公開を徹底するために、愛知県議会におかれても、ネットによる各種書類の公開をされるよう、求めます。

2 支出の制度の改革を求める

(1) 私たちは政務活動費の支出に「公」の視点からチェックするために、政務活動費についてこれまでのように事前に一定額を支給する、という方法ではなく、前年度に来年度の調査内容と予算を各会派に提出させ、これを市民から選出された独立した委員がチェックする、チェック内容は公開し、チェックが通った調査活動のみに政務活動費を支給する、そして、政務活動費を支出した翌年度には領収証、帳簿といったカネの使途についての証拠だけでなく、どのような内容を調査した

か、という成果の発表をインターネットなどで公表し、会派や議員の仕事ぶりを市民が直接チェックできるようにする、という提案をします。詳細は本書面添付のフローチャートをご覧ください。市民委員による事前のチェックのイメージとしては事業仕分けを念頭に置いていただくと良いと思います。「仕分け人」たる委員は市民から抽選により無作為で選出します。議会内部の議員から選出することにより生じる政治的判断を防ぐことができること、議会運営は市民のためであることから、市民・県民の「査定」を通ることで直接市民・県民に調査内容をフィードバックできること、そして何よりも、議員、会派の活動内容をより透明化することができることが理由です。

事前の市民への調査内容の公表と事後的な会計書類と成果の公表で、よりいっそう議会活動を市民に説明することにつながるだけでなく、議員自身の励みにもなるものと考えます。

(2) このような方法では、急な調査が必要な時にどうするか、という問題が指摘されるかもしれません。これまでに急な調査が必要なことが発生したとは思えないのですが、仮にそのような場合にそなえとすれば、後日精算することを前提とした予備費を年間100万円程度各会派で留保することとすれば足ります。急な調査で100万円以上要するものなど、通常は考えられないからです。

(3) 全国的にみても同様の制度を導入している議会は有りませんが、会派に資金を前渡しし、会派でチェックをした後に議員に支払う方式は、宮城県議会・兵庫県議会を導入されています。しかしながら、宮城県議会では多数の不適正支出がいまだになされており、歯止めにはなっていないことを付け加えます。

第3 最後に～政務活動費についての幅広い県民の議論を～

政務活動費に関しては、全国的に問題になっているにもかかわらず、これまで愛知県議会内部だけでの議論になっていたため、抜本的な改革が図れなかったと考えております。本提案については率直な意見交換をぜひ希望します。上記連絡先にお問い合わせください。

以上